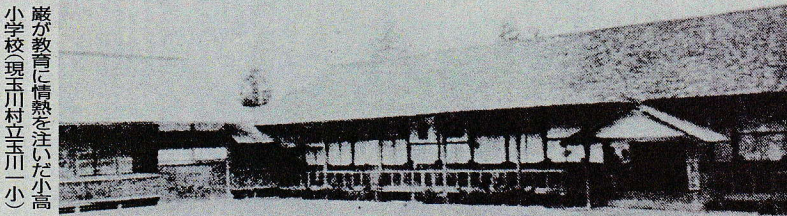


教育者

岩谷 巖

戊辰戦争によって幕藩体制を打ち崩した明治新政府は一八六九(明治二年)の版籍奉還、七一年の廢藩置縣などを通して、急速に中央集権的天皇制統一国家の基礎を固めた。同年には文部省が設置され、維新の三大改

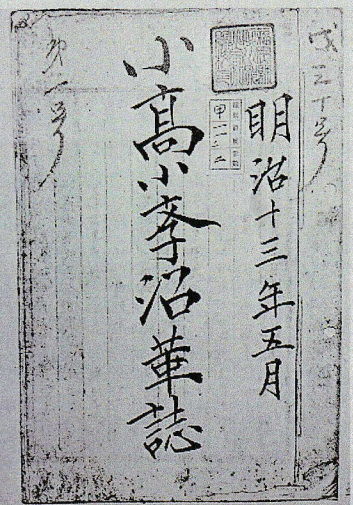


巖が教育に情熱を注いだ小高小学校(現玉川村立玉川一小)

革といわれる学制発布(七二年)、徴兵令発布(七三年)、地租改正条例発布(同)を相次いで出した。
学制では、全国を八大学区に分け、一大学区を三十二中学区、一中学区を二十十の小学区とし、小学区二区ごとに一つの小学校、全国で五万三千七百八十校を置くことにした。当時現在の福島県は、若松県、福島県、磐前県の三県に分かれており、若松県が第七大学区、福島県と磐前県が第八大学区に属していた(福島県教育史第一巻)。

小高小学校(現玉川村立玉川一小)は、磐前県石川郡に所属していたが、学制当時の概要は、巖が執筆し、現在も玉川一小に残っている小高小治筆誌や、巖の孫である故岩谷浩光氏が編さんにかかわった玉川村史からまとめると次のようであった。
◆一八七三(明治六)年
小高小学校は、小高村、中村、蘇生村、吉村の四か村を学区として六月十六日、小高村久保向八四番地の薩寺般若寺を校舎として開校した。教員岩谷巖。生徒数十五名。(就学率全国28・13%、磐前県16

一斉教授 効率高める



巖が書き残した小高小治筆誌

塗板購入、生徒に賞与も

◆一八七四(明治七年)
小高小学校は、生徒男五十四名、女二名。(就学率全国32・3%、磐前県29・57%)
このころ、十一歳の唾生(晩輩障がい児)K児を就学させて、創意工夫を重ねて指導を行った。このことは、「巖日記」の明治十年一月十三日に

「曇り、〇〇殿K児入校」という記述がある。なお、年齢については、「小高小治筆誌」に定期試験と生徒の賞与の記述があり、明治十年十二月の定期試験で、K児は成績優秀で賞与を受けており、K児の年齢が十一月十ヶ月と記されている。(就学率全国39・88%、福島県45・31%)
◆一八七八(明治十一年)三月に、唾生K児の指導が県に認められ、褒賞受賞。六月七日、下等三級生以下生徒男六十名、女二十八名。十二月四日、下等二級生以下生徒男五十九名、女二十八名(就学率全国41・26%、福島県44

◆一八七五(明治八年)
小高小学校は、生徒男四十八名、女二名。卒業試験規則により、嚴格な進級試験実施。小学校の学齢を満六歳から十四歳までと定める。(就学率全国35・19%、磐前県35・3%)
◆一八七六(明治九年)
授業料を廃止し、学区内一戸に付、金一円を課す。下等六級以下生徒男五十一名、女三名。下等六級から十歳まで、上等十一歳から十四歳まで。(就学率全国38・32%、福島県若松県、福島県、磐前県が合併し50・16%)
◆一八七七(明治十年)
五月七日、下等五級生以下生徒男四十九名、女八名。十二月二十三日、下等四級生以下生徒男六名、女二十八名。

塗板
此代價金四拾三圓七角五分
複製無之付今般買仕付
遺書之代價御中渡被下度此致
御願申上候以上
明治九年三月 岩谷 巖
岩谷 巖

巖が提出した塗板代価交付願

明治初期に開校した小学校で行われていた指導方法は、ほとんどの学校が、寺子屋と同じような個別教授であった。学制が発布された翌月の明治五年九月に、文部省は「小学教則」を定め、簡単な教授法を示した。このことから、文部省は「一斉教授をして効率を上げることを望んでいたことがわかる。
また「小学教則」では、「下等小学(満六歳十歳、上等小学(満十一歳十四歳)と上等等下等)とし、八級から級毎級(期間六ヶ月)試験に合格したものが進級する」とした。このことは、巖が書き残した「小高小治筆誌」に、具体的な定期試験及び優秀な成績を修めた生徒への賞与のことが記されている。

一斉教授するには塗板(黒板のこと)が必要であると考えた巖は、一八七六(明治九年)三月、どこから購入したかは不明であるが、塗板一枚を購入した。これにより、一斉教授が効率的にできるようになり、石川地方の小学校教育では画期的なことであった。巖は、塗板を購入したから、「塗板代価交付願」を県庁の第五課に提出している。また、巖が「塗板代価交付願」を提出した同日(三月)、学区取締の河野広中が、小高小学校の「書籍購入願」を第五課に提出している。教科書を学校に備え、児童に貸与することは、就学率の向上対策でもあった。
(筆者は県立聴覚支援学校長の芳賀孝美氏)
▶▶ 次回は23日掲載▶▶